

第10回成田市農業委員会総会議事録

令和6年4月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和6年4月10日（金）
午後1時30分から午後3時1分

2. 開催場所 市役所 議会棟 全員協議会室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	諏訪恵昨		
1番	木村知子	11番	矢崎光二
2番	大竹卓	12番	萩原孝次
3番	宮城敏彦	13番	小川美智子
4番	田中敏雄	15番	宇井甲司郎
5番	浅井弘一	16番	泉水厚子
6番	京相稔	17番	藤崎明
7番	加藤茂	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介
10番	森川光江		

5. 欠席委員 8番 渡邊義行

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月）について

議案第6号 あっせんの実施について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 あっせんの結果について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上裕二

主幹兼農地係長 酒井宏幸

振興係長 鎌形清人

主査 青柳紀生

副主査 渡邊里美

8. 傍聴人

なし

○議長 本日、渡邊委員は欠席となりますので、出席委員は、18名でございます。

定足数に達しておりますので、ただ今から、第10回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、3月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、2番 大竹 卓委員、3番 宮城敏彦委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月）について

議案第6号 あっせんの実施について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 あっせんの結果について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告6件でございます。

なお、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」及び関連事業であります、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」の②賃借権の設定の1番は取り下げとなりましたので、ご了承願います。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で9件の申請がございました。

①売買でございます。6件の申請がございました。

1番、関戸にお住まいの譲受人が、同じく関戸にお住まいの譲渡人が所有する、関戸の田3筆及び東金山の田1筆、合計4, 327㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大のため、自宅から近い申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「今後耕作する予定がない農地のため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページが案内図でございます。

2番、土屋にお住まいの譲受人が、八代にお住まいの譲渡人が所有する、八代の畑1筆、40㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、営農拠点から近い申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「後継者もいないため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料2ページが案内図でございます。

議案集4ページでございます。

3番、中里にお住まいの譲受人が、千葉市中央区の破産管財人が管理する、高の田5筆、合計2, 623㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「破産管財業務のため」というもので、総会資料3ページが案内図でございます。

4番、譲受人である香取市の法人が、不動ヶ岡にお住まいの譲渡人が所有する、関戸の田1筆、1, 180㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「今後、耕作する予定がない農地のため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページが案内図でございます。

5番、譲受人である所の法人が、同じく所にお住まいの譲渡人が所有する、村田の田1筆、及び畑1筆、合計1, 189㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、会社から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料5ページが案内図でございます。

議案集5ページでございます。

6番、西大須賀にお住まいの譲受人が、四谷にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、1, 039㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「空港騒音区域拡大に伴う自宅の移転予定先に近接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料6ページが案内図でございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、宗吾四丁目にお住まいの受贈者が、畑ヶ田にお住まいの贈与者が所有する畑ヶ田の畑1筆、439㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「妹より受贈し、経営規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「相続したが耕作できないため、姉に贈与する」というもので、総会資料7ページが案内図でございます。

議案集6ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、鎌ヶ谷市にお住まいの借受人が、台方にお住まいの貸付人が所有する台方の田1筆、3, 245㎡に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は「実家を継ぐにあたり、予め責任をもって耕作できる農地を父より借受け、農業経営の経験を積みたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「後継者である子に申請地を貸し付け、経験を積ませて円滑に農業経営を引き継げるようにしたい」というもので、総会資料8ページが案内図でございます。

続きまして、④賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、富里市にお住まいの賃借人が、名木にお住いの賃貸人が所有する、名木の畑2筆、合計3, 233㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「自ら耕作しないため、申請地を貸し付けたい」というもので、総会資料9ページが案内図でございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付

書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田1筆、及び現況：畑3筆を取得し、田では水稻、畑ではイチジクの苗を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、みかんを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田5筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。

構成員要件の構成員は6名であり、議決権要件については、構成員である役員6名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員6名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田1筆を取得し、大豆を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の5番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。

構成員要件の構成員は7名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員1名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に

従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、売買の５番は、現況：田２筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の５番については、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

３条①売買の６番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、売買の６番は、畑１筆を取得し、きゅうり及びナス等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の６番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。以上でございます。

○議長 次に、①売買の１番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 去る４月４日、午後１時から、市役所６階、中会議室におきまして、第３小委員会を開催いたしました。農業委員６名、農地利用最適化推進委員４名、合計１０名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第３条の許可申請案件については写真による確認、農地法第４条及び第５条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第１号、農地法第３条①売買の１番につきましては、申請地は、関戸共同利用施設の西、市道東金山関戸線を南側に入った農地及び、東金山共同利用施設の北東、市道東金山和田線を西側に入った農地で、畑及び田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「いちじくを作るという説明があったが、いちじくの苗をつくるのか、いちじくの栽培を行うのか。」との質問があり、事務局からは、「果樹として、いちじくを栽培します。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、玉造小学校の西、市道加良部玉造線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「何を作付けするのか。」との質問があり、事務局からは、「みかんを作付けし、農地転用を必要としない仮設テントなどで、農産物の販売を行うということを聞いています。」との回答がありました。また、別の委員より「譲受人の営農拠点から近いと記載されているが、住所は土屋であり、営農拠点は八代にあるという認識でよいか。また申請者の営農形態は何か。」との質問があり、事務局からは「譲受人は八代の出身であり、現在は土屋に住んでいますが、農業倉庫などは今も八代にあり、営農形態は水稻中心です。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(湯浅委員の挙手あり)

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 40㎡は歩道に接した部分ですか。また、規模拡大とありますが、40㎡でどれくらいの栽培し、収益を見込んでいるのでしょうか。

○青柳主査 案内図・公図では奥に入っているように見えますが、実際には歩道からさほど離れておらず、ほぼ隣接しております。みかんは3.5m間隔、4本植え付ける予定で、収益は年間4万円ほどと聞いております。また、仮設テントを建てて、畑で採れた作物の直売所をやるとのことです。

○議長 他にございませんか。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 直売所をやるとのことですが、駐車する場所はあるのでしょうか。

○青柳主査 駐車場に関しては伺っておりませんが、許可が下りましたら、交通の妨げにならないよう注意させていただきます。

○議長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 挙手多数でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、高青年館の北東、市道高野馬込線の東側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「破産管財人から譲り受けるとなっているが、元々耕作していた人が譲り受けるという認識でよいのか。」との質問があり、事務局からは、「利用権設定により、元々耕作していた方が譲り受けます。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、成田国際文化会館の北東、県道63号成田下総線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「写真ではアシか何かが生えているようだが、耕作できるのか。」

との質問があり、事務局からは、「経営規模も大きな法人であり、マンパワーも有していることから、問題はないものと考えています。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、村田コミュニティ集会施設の北東、市道村田中央線を東側に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「用水はどこから持ってくるのか。」との質問があり、事務局からは、「土地改良区の受益地内であり、今までは使用していなかったようですが、近くに用水施設もあるため、そちらを使うと思われます。」との回答がありました。

また、別の委員からは「譲受人の代表者と、譲渡人は同一人物か。」との質問があり、事務局からは、「法人の代表が譲渡人であり、同じ方ですが、個人の所有地を法人に対して譲渡するものです。」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、西大

須賀共同利用施設の南、市道四谷八幡線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畑1筆を取得し、じゃがいも等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、成田市南部地域包括支援センターの西、市道八向根向線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問を

お願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。次に、③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は現況：畑1筆を借り受け、大豆を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断します。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、ニュータウンスポーツ広場の南東、市道江川橋賀線の南に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番に関するご意

見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

○議長 次に、④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条④賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は畑2筆を賃借し、カブを作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者です。以上でございます。

○議長 次に、④賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、大栄消防署下総分署の南東及び北西、県道成田下総線の東側に隣接する農地及び市道高青山旧県道線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(湯浅委員の挙手あり)

○湯浅委員 賃借人の方は富里市にお住まいで、営農拠点は香取市とのことですが、法人にお勤めですか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 昨年の秋ごろに新規就農の面接をされた方で、拠点は香取市に持ちつつ、富里市にお住まいとのこと。

○議長 他にございませんか

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 先ほど認定農業者という説明がありましたが、そうですか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農政課にて認定農業者として認定しておりますが、新規就農者なので正しくは「認定新規就農者」となります。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番を採決いたします。
本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手多数でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集8ページをお開き願います。「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で3件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、名木にお住まいの譲受人が、名木にお住まいの譲渡人が所有する、名木の畑1筆、71㎡を売買により取得し、「宅地拡張用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料12ページが案内図、13ページが公図の写しでございます。

続きまして2番、名古屋にお住まいの譲受人が、大分県大分市にお住まいの譲渡人が所有する、名古屋の畑1筆、616㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料14ページが案内図、15ページが公図の写しでございます。

なお、②賃借権の設定の1番につきましては、取り下げとなっております。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、宅地拡張用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年5月20日着手、令和6年7月15日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、71平方メートルの敷地に、来客用の駐車スペース2台分を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ既存宅地面積約295平方メートルと合わせても、一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、敷地内浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は大栄消防署下総分署の南、市道中里名木旧道線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の2番です。農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年5月1日着手、令和6年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、登記面積616平方メートル、実測540.97平方メートル、進入路部分を除いた宅地有効面積433.82平方メートルの敷地に、建築面積約65平方メートルの専用住宅及び約35平方メートルのカーポートを設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、敷地内浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、小御門保育園の北、市道小帝水砂線を北に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑種地のような状態でした。

審査の中で委員より、「転用面積に関して、今回の申請は公簿面積616㎡に対して実測面積540.97㎡と差異があったが、このような場合、実測面積で審査すると思うが、それでよいか。」との質問があり、事務局からは、「その考え方で相違ありません。実測面積で審査します。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和6年度 第2次農用地利用集積計画の決定については、報告第4号、あっせんの結果について、と関連がございますので審査の都合上、順序を変更し、先に報告第4号、あっせんの結果について、を議題とします。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第4号、あっせんの結果について、を議題とします。あっせん委員より報告をお願いします。

(湯浅委員の挙手あり)

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 報告第4号、あっせんの結果についてご報告いたします。3月の総会において、あっせんの実施について承認され、諏訪和恵委員と私があっせん委員に指名された案件でございます。

申出人は印西市にお住まいの方で、申請地は北羽鳥及び長沼の田6筆、合計8,042㎡でございます。北羽鳥は4名、長沼は6名の相手方候補者が挙げられました。

3月9日に、北羽鳥の順位1番と2番の候補者の方にあっせんをしたところ、買受の意向はございませんでした。同日に北羽鳥の順位3番の方にあっせんしたところ、自らの耕作地に近いので、対象の2筆について買受の意向があり、調整した結果、双方の合意に至り、あっせんが成立いたしました。

3月10日に長沼の順位1番の方にあっせんをしたところ、買受の意向はありませんでした。同日に長沼の順位2番の方にあっせんしたところ、4筆中、自らの耕作地に近い2筆について買受の意向があり、調整の結果、双方の合意に至り、あっせんの成立となりました。同日に長沼の順位3番の方に、残りの2筆をあっせんしたところ、自らの耕作地に近いため、買受の意向があり、調整の結果、双方の合意に至り、あっせんが成立いたしました。

以上で、申し出の農地全てにおいてあっせんが成立いたしましたので、3月19日付けであっせん調書を作成しました。

なお、本件につきましては、令和6年度第2次利用集積計画において、所有権移転をする予定でございます。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第4号 あっせんの結果につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(ありませんの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 それでは次に、議案第4号、令和6年度 第2次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開き願います。

「議案第4号、令和6年度 第2次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、11ページに記載のとおり、「令和6年度 第2次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、12ページから14ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、15ページから20ページをご覧ください。

それでは、議案集12ページをご覧ください。

1. 利用権設定、賃借権でございます。

契約期間5年のものが、2, 030㎡、畑1筆1件で、詳細は15ページの1番でございます。契約期間6年のものが、8, 283㎡、田2筆1件、2, 033㎡、畑9筆1件、6, 250㎡で、詳細は15ページの2番及び3番でございます。契約期間10年のものが、12, 782㎡、田7筆3件で、詳細は15ページの4番から6番でございます。合計の契約面積は23, 095㎡、田9筆4件、14, 815㎡、畑10筆2件、8, 280㎡でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集13ページでございます。

続きまして、2. 利用権設定、成田国際空港株式会社分、賃借権でございます。契約期間2年11ヶ月のものが、65, 468㎡、田41筆5件で、詳細は16ページ及び17ページでございます。内訳につきましては、新規設定が、すべて田で7筆2件、6, 550㎡、再設定も、すべて田で34筆4件、58, 918㎡でございます。

議案集14ページでございます。

3. 所有権移転でございます。5件ございました。詳細につきましては、議案集18ページから20ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

議案集18ページをご覧ください。

1番、滑川にお住まいの譲受人が、名古屋及び千葉市にお住まいの譲渡人が所有する猿山の田1筆、1, 493㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和6年6月15日でございます。

2番、譲受人である野馬込の法人が、東京都中央区にお住まいの譲渡人が所有する、高岡の田1筆、612㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和6年6月15日でございます。

議案集19ページでございます。

3番、竜台にお住まいの譲受人が、印西市にお住まいの譲渡人が所有する北羽鳥の田2筆、合計2, 042㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和6年6月15日でございます。

4番、長沼にお住まいの譲受人が、印西市にお住まいの譲渡人が所有する長沼の田2筆、合計4, 000㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和6年6月15日でございます。

議案集20ページでございます。

5番、長沼にお住まいの譲受人が、印西市にお住まいの譲渡人が所有する長沼の田

2筆、合計2,000㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、同じく令和6年6月15日でございます。

以上で「議案第4号 令和6年度 第2次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和6年度 第2次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年4月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、浅井委員と藤崎委員の2名は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(浅井、藤崎委員 退室)

○議長 それでは、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年4月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは議案集21ページをお開き願います。

「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年4月)について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、22ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、24ページ及び25ページの総括表により、ご説明いた

します。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、26ページから40ページをご覧ください。

それでは、議案集24ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は145,741㎡、田87筆26件、113,090㎡、畑11筆8件、32,651㎡で、詳細につきましては、議案集26ページから32ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。内訳につきましては、新規設定が、契約面積58,278㎡、田46筆10件、47,061㎡、畑3筆3件、11,217㎡、再設定が、契約面積87,463㎡、田41筆16件、66,029㎡、畑8筆5件、21,434㎡でございます。

1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集33ページから39ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

議案集25ページをご覧ください。

2. 再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は9,193㎡、田5筆3件で、詳細につきましては、議案集40ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田 小委員長の挙手あり）

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(浅井、藤崎委員 入室)

○議長 次に、議案第6号、あっせんの実施について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集41ページをお開き願います。

「議案第6号 あっせんの実施について」でございます。

成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第7条の規定により、あっせんの申し出がありましたので、あっせんの実施、相手方候補者の選定、及びあっせん委員の指名についてご審議いただくものでございます。

①売買でございます。

1番、西大須賀にお住まいの申出者より、西大須賀の田2筆、合計2,224㎡を売り渡したいとの申し出がございました。この申し出は、あっせん基準第8条第1項第1号のア、あっせんを行うことを適当とすべき、農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換の申し出に該当しておりますので、まず、あっせんの実施についてご審議をお願いするものです。

あっせんの実施の承認と、同基準第9条の規定により相手方となるべき者の候補を議案に記載のとおり選定してよろしいか、ご審議をお願いいたします。相手方候補者につきましては、あっせん候補者名簿より、申出のあった土地の周辺で耕作する認定農業者等6名を選定しており、あっせんの順位につきましては、同基準第5条第1項第1号の規定により、農地の集団化・経営の効率化などの5つの要件を総合的に判断し、候補者として選定いたしました。

次に、あっせんを実施する場合は、同基準第11条の規定により農業委員の中からあっせん委員2名を指名し、あっせんを行うこととなりますので、議案に記載のとおり、「大竹 卓 委員」と「矢崎 光二 委員」を指名してよろしいか、ご審議いただくものでございます。なお、あっせんが成立し、農業経営基盤強化促進法等により所有権移転した場合は、譲渡所得から800万円を控除できる特別控除を受けられるメリットがございます。

以上で「議案第6号 あっせんの実施について」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第6号、あっせんの実施につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、「あっせんの実施及び相手方候補者の選定について」と「あっせん委員の指名について」に分けて採決いたします。

まず、あっせんの実施及び相手方候補者の選定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせんの実施及び相手方候補者の選定については、可決されました。

○議長 次に、あっせん委員の指名について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせん委員の指名については、可決されました。以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集42ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集43ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。12件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集50ページでございます。

「②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。9件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記

載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集 54 ページでございます。

「③転用事実確認証明」でございます。4条で1件、5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 56 ページをお開きください。

「報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について」でございます。1件の取下願がございました。

令和5年4月10日開催の第34回総会で、許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、「契約先のハウスメーカーの都合により、建築不可となったため」、許可申請の取下願が提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集57ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

13件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 標記についてお伺いします。番号の下に、解約後の当該農地の利用計画が記載されており、「耕作者が買取り耕作する」などの説明がありますが、アスタリスクがついているものに関しては、現時点では未定ということですか。また、「他の耕作者が耕作する」に関しては、当該農地は耕作する方が決まっていると考えてよろしいですか。

○井上事務局長 アスタリスクにつきましては農地法第3条の契約でございまして、解約後の利用方法についての「理由」記載はございませんので、アスタリスクの表示と

なっております。利用権での解約通知につきましては、解約後の利用計画が記載されております。以上でございます。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集63ページをご覧ください。

「報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。1件の届出がございました。①農地法施行規則第53条第5号の規定による届出で、公共事業の施行に伴う廃土処理が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第6号、農地等の(現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集64ページをご覧ください。

「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より2件、成田出張所より4件、
②船橋税務署の照会分として1件、合計7件の農地等の現況に関する照会がございます。

した。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第6号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 船橋税務署からの照会の成井の1筆ですが、地目は「宅地」となっていますが、上物は建っていない状態で、農地利用されているということですか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 その通りでございます。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第6号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第10回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時1分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年4月10日

議事録署名人
